

## 営繕工事における建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

### (目的)

第1 本要領は和歌山県県土整備部が所管する営繕工事の建設現場において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、「監督職員の立会い等」を適切に行うために必要な事項を定めるものである。なお、本県において、「監督職員」は「監督員」と読み替えるものとする。

### (適用の範囲)

第2 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、標準仕様書等に定める「監督職員の立会い等」（別表）を実施する場合に適用する。

遠隔臨場については、受発注者間の協議により、適用する工種・確認項目を選定し実施するものとし、動画撮影用のカメラ等の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、「監督職員の立会い等」に必要な情報を十分に得ることができる場合に、従来の臨場に代えて、遠隔臨場を適用することができるものとする。なお、監督員が十分な情報を得られないと判断した場合は、工事受注者にその旨を伝えるものとし、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来の臨場により実施する。

### (発注方法)

第3 次の1または2のいずれかによる方式を基本とする。対象工事は入札公告の際に「10. 設計図書等への明示」を参考に明示するものとする。

#### 1 発注者指定方式

発注者が遠隔臨場に取り組むことを指定する方式。

#### 2 受注者希望方式

工事受注者が希望する場合、工事着手前に発注者に対して遠隔臨場に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

この協議に先立ち、工事受注者は工事現場の電波状況等を確認すること。また、契約後、速やかに試行希望の意思を工事打合簿により監督員へ通知すること。

### (実施計画書)

第4 工事受注者は、遠隔臨場の実施に際し、「適用する工種・確認項目」、「使用機器と仕様」及び「実施方法」を記載した実施計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

### (遠隔臨場を適用する工種・確認項目)

第5 本要領に基づいて遠隔臨場を適用する工種・確認項目は、対象工事の特性、進捗状況を踏ま

え、遠隔臨場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを、「遠隔臨場に関する適応性一覧表」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考に、受発注者間で協議して選定する。

監督員は、遠隔臨場を適用する工種・確認項目を選定するために必要な資料等の提出を請求できるものとし、工事受注者はこれに協力しなければならない。

（遠隔臨場に使用する機器と仕様）

第6 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等や Web 会議システム等の資機材は工事受注者が準備、運用するものとする。

また、遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ等と Web 会議システム等は、受発注者間で協議の上、遠隔臨場であっても「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られるものを選定する。これら資機材の仕様に係る参考数値を下記に示す。

なお、Web 会議システム等については、公共工事、公共発注機関等で活用実績があるなど、十分な情報セキュリティが確保されたものとする。

表 7-1 「映像」と「音声」の記録に関する仕様の参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上（推奨）	カラー
	フレームレート：30fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

表 7-2 「映像」と「音声」の転送レートに関する仕様の参考数値

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 9Mbps 以上	

（遠隔臨場の事前準備）

第7 工事受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等の事前準備を行い、監督員の確認を受ける。

「監督職員の立会い等」の実施時間は、原則として監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

（遠隔臨場の実施方法及び記録と保存）

第8 遠隔臨場の実施方法及び記録と保存については以下のとおりとする。

1) 資機材の確認

工事受注者は、事前に監督員と動画撮影用のカメラ等や Web 会議システム等の仕様、通信状況について確認を行う。

2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所的位置等を把握するため、工事受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督員は周辺の状況を把握したことを工事受注者に伝える。

### 3) 実施方法

工事受注者は、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像・音声を、Web 会議システム等を通じて監督員へ配信し、必要に応じて「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「計測時間」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

監督員は、工事受注者から配信された映像・音声と Web 会議システム等の通信により「監督職員の立会い等」を実施する。なお、監督員は、「監督職員の立会い等」に必要な情報が得られないと判断する場合は、工事受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、従来 of 臨場を実施する。

### 4) 記録と保存

工事受注者は、映像・音声を配信するのみであり、原則として録画・録音を行わない。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。

工事受注者は、工事記録写真（遠隔臨場実施状況、監督員の両方が写ったスクリーンショット等）を保存し、工事成果品として提出する。

## （費用）

第9 遠隔臨場に際して発生する費用（資機材及び会議システム等に係る費用）は以下のとおりとする。

#### 1 発注者指定方式

発注者の負担とし、当初の予定価格に計上する。

#### 2 受注者希望方式

工事受注者の負担とし、費用を計上しない。

## （設計図書等への明示）

第10 試行対象工事は、現場説明書において以下のとおり記載することとする。

本工事は、建設現場の遠隔臨場を行う試行対象工事（発注者指定方式（または受注者希望方式））である。実施にあたっては、「営繕工事における建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」（公共建築課ホームページに掲載）に基づき行うこと。

## （効果の検証及び課題の抽出）

第11 今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証および課題の抽出に関するアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

## （留意事項）

第12 遠隔臨場の実施に際しては以下に留意する。

- 1) 工事受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途、映像記録として保存される場合があること等を説明し、承諾を得ること。また、作業員のプ

プライバシーを侵害する画像や音声配信されないよう留意すること。

- 2) 動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手がふさがることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため、撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- 3) 工事受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- 4) 工事受注者は、監督員の指示により録画を行った場合において、公的ではない建物の内部や人物が意図せず記録映像に映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- 5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督員が当該画像・映像を確認することも可能とする。なお、本項目は、受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。
- 6) 工事受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- 7) 録画・録音する場合の情報管理は適正に行うこと。
- 8) 文字や数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の使用を検討する。
- 9) 改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する秘密の保持に留意すること。
- 10) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

#### 附則

この要領は令和5年4月1日から適用する。

この要領は令和5年5月8日から適用する。

## 別表

## 実施対象表（標準仕様書等による実施対象）

(建築工事編)

項目	章	実施対象
監督職員の立会い	第1章	1.4.5 《1.4.5》(1.4.5)材料の検査に伴う試験
	各章共通事項	1.5.7 《1.7.7》(1.5.7)[1.6.5]施工の立会い
監督職員と協議	第1章	次項に記載の「監督職員と協議」
	各章共通事項	1.1.8 《1.1.8》(1.1.8)[1.1.8]疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》(1.2.4)[1.2.3]工事の記録等 1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.3.7 《1.3.7》(1.3.7)[1.3.6]施工中の安全確保 1.3.11 《1.3.12》(1.3.11)[1.3.10]発生材の処理等
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」
監督職員の検査	第1章	次項に記載の「監督職員の検査」
	各章共通事項	1.3.6 《1.3.6》(1.3.6)品質管理 1.4.4 《1.4.4》(1.4.4)材料の検査等 1.5.5 《1.7.5》(1.5.5)[1.6.4]施工の検査等
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」
関連工事等の調整	第1章	1.1.7 《1.1.7》(1.1.7)関連工事等の調整
	各章共通事項	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築木造工事標準仕様書令和4年版及び建築物解体工事共通仕様書令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、（）内は公共建築木造工事標準仕様書令和4年版、□内は建築物解体工事共通仕様書令和4年版の項目番号を示す。

## (電気設備工事編)

項目	編・章	実施対象
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.5 《1.6.6》 施工の立会い
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》 疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》 工事の記録等 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.3.5 《1.3.5》 施工中の安全確保 1.3.9 《第9節》 発生材の処理等
	第1編第2章	各項に記載の「監督職員と協議」
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.4.4 《1.4.5》 機材の検査等 1.5.3 《1.6.4》 施工の検査等
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7 《1.1.7》 関連工事等の調整

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。

## (機械設備工事編)

項目	編・章	実施対象
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.6 《1.6.7》 施工の立会い
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》 疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》 工事の記録等 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.3.5 《1.3.5》 施工中の安全確保 1.3.9 《第5章第1節》 発生材の処理等
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 《1.3.4》 品質管理 1.4.5 《1.4.5》 機材の検査等 1.5.4 《1.6.5》 施工の検査等
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7 《1.1.7》 関連工事等の調整

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。